

## 研究ノート

## C. メンガー『原理』第2版における クナップの黙殺？

— オーストリア学派と貨幣の「国家理論」 —

小林 純<sup>†</sup>

### 1. 本稿の課題

カール・メンガー (Carl Menger, 1840-1921) の死後出版の書『国民経済学原理』第2版<sup>1)</sup>が初版(1871)ともっとも異なるのは、第9章の貨幣論である。そこでは自説の主張に併せて、執拗にG. F. クナップへの批判が繰り返されている。だがテキストではクナップの名が慎重に秘されており、同時代の読者には自明だったが、クナップの『貨幣の国家理論』<sup>2)</sup>に馴染みのない現代の読者には、残念ながら対立構図がクッキリと浮かんでこない恨みがある。メンガーはなぜクナップの名を記さなかったのか。内容からして無視したわけではないので、可能性としては、内容的

には異なるもののA・スミスが『国富論』でJ. スチュアートの名を秘したような一種の黙殺、ないしは克服できなかったことにより余儀なくされた沈黙が想定できる。彼はクナップをどうしようと思ったのか。本稿は、明確な答を出すものではないが、名を秘した理由になりそうな事情の考察を課題とする。

オーストリア学派創始者がせっかく慎重に名を秘したにもかかわらず、ヤング世代はクナップの名前を出して批判したため、クナップの名に象徴される歴史学派の「国家主義的バイアス」を経済学史の舞台から消すことにはならなかった。だがこの消去は、オーストリア学派の隠されたプロジェクトだったのかもしれない——あくまで筆者の下衆の勘ぐり(guess work)にとどまる。ミーゼスが第一次大戦後ドイツのハイパー・インフレの主要因をクナップの国家理論に見たがったこと<sup>3)</sup>が「クナップの名前に経済学史の舞台

<sup>†</sup>立教大学名誉教授 E-mail: 5202611@rikkyo.ac.jp

1) 本稿では訳書『一般理論経済学2 遺稿による『経済学原理』第2版』(八木紀一郎・中村友太郎・中島芳郎訳, みすず書房, 1984)を利用し, 参照箇所はその頁を示した。

2) Georg Friedrich Knapp, *Staatliche Theorie des Geldes*, Leipzig: Duncker u. Humblot 1905, 1. Aufl. 1905. 邦訳にクナップ『貨幣国定学説』(宮田喜代蔵訳, 岩波書店, 大正11年=1922)がある。現在使われている「表券理論」の語がMetallismus/Chartalismusの対表現を「考案」したクナップ=宮田に負っていることは、ほぼ忘れ去られている。

3) ミーゼス『貨幣及び流通手段の理論』(東米雄訳, 日本経済評論社, 1980。1924年の第2版が底本)は、「ドイツ貨幣制度の崩壊の責は大部分『国定説』に帰せられる」と述べ、すぐに「だがもちろんクナップがインフレーション政策を直接勧告したという意味ではない。もちろん彼はそんなことをしない。それにもかかわらず、貨幣量について全く言及せず貨幣と価格の関連を述べず、国家の通用力賦与を貨幣で唯一つ本質的なものと断ずる理論は、直ちに、貨幣創造の『権利』を国家が余す所なく利用する結

で汚名を負わせる」ことに、ある程度成功したようだ。クナップ「国定説」は、インフレに導く紙幣過剰発行の悪政を許容する困った理論として語りつがれることになった。さらにハイエクが1976年の著作でまたクナップの名を挙げて論じたため、逆に隠されたプロジェクトの存在を浮き彫りにする、という構図になったのではないか。本稿では、メンガーの遺産を鮮やかに回収した人物という位置付けでハイエクにも触れる。

だがクナップの国家理論そのものが、訳書はあるものの世に知られていないと思われるので、まずこれを簡単に紹介することから始めたい。

## 2. クナップの理論

### 1) 国内の秩序

政府のホームページで「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」を見る。通貨と貨幣の区別はなにか。第二条には「通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする」、そして「3 第一項に規定する通貨とは（中略）日本銀行が発行する銀行券をいう」と定めている。また第七条は「貨幣は、額面価格の二十倍までを限り、法貨として通用する」と定める。ここから、日本銀行券が支払に上限なく使える通貨であること、「貨幣=コイン」には支払での利用に上限があること、が分かる。だから法律用語ではコインは通貨ではなく、紙幣は貨幣ではない。法貨の定義はないが、法律で受取義務を認めた支払手段を指し、紙幣は法貨、コインは20個までの支払が法貨扱いとなるようだ。

果となる」と続く(259頁)。この文言が「クナップ=邪悪な貨幣国定論者」というイメージを世界に流布させたのではないか——これも下衆の勘ぐりである。核融合時の放出エネルギーの計算者が水爆投下の責任の一端を負う、という構図に見える。

通貨を発行する国家がこうした法などによって自国内の通貨秩序を維持することを通貨主権と呼べば、エルサルバドル（米ドル）やモンテネグロ（ユーロ）などは通貨主権を持たぬ国なので、ここでの話から外れる「特殊事例」として別途検討を要する課題となるだろう。

クナップの説明に入ろう。彼は上記のように国家が「単位は円」と決めて、上限のない支払手段を特定することを貨幣主権の第一歩、「本位」を定めることと捉えた。また「本位貨幣 (valutarisches Geld)」以外の貨幣を補助貨幣 (akzessorisches Geld) と名付けた。だからクナップの場合、国内の説明では日本語の「通貨」は必要なく、全てを貨幣と呼ぶ。支払時の上限の有無は、無制限貨幣 (Kurantgeld) と制限貨幣 (Scheidgeld) で区別する。クナップ用語では、日本は「円を価値単位とする紙幣本位」の国である。そして紙幣が本位貨幣であり、コインは補助貨幣となる。

いま仮に貨幣（前段では通貨）主権と名付けたが、専門的には貨幣高権 (Geldhoheit) と言われるものに近い内容を表現したいためだ。発行独占権の他に、秩序維持のためには法 (Recht) や行政令から行政手続上の権限や判断まで、様々なものが含まれるはずである。こうした様々な権能 (Rechtsbefugnis) を行使することにより、秩序をきちんと (rechtlich) 維持するのが国家の責務となる。この権力的な側面を法秩序と捉えておく。クナップの著の冒頭に「貨幣は法秩序 (Rechtsordnung) の創出物である」(S.1) と記されているのは、以上の内容の象徴的な表現である。だから批判者たちは、まず冒頭句でカチンとくるし、この表現の全否定を目指そうとする。このことも踏まえ、クナップの著を本位貨幣論の本である、と表現してもよからう。「本位貨幣」はクナップの造語なのだ<sup>4)</sup>。以

4) お手元の独和辞典で「Valuta」をぜひお調

上で必要最小限の紹介になるだろう。

## 2) 対外関係

いま私は、本位貨幣取引市場において自国の本位貨幣の1単位がA国本位貨幣X単位で売買されることを望む、とすると、Xは私の希望価格と言える。この「私」を貨幣当局つまり国家に置き換えたとき、この希望価格は世に「平価」と称されるものである。わが国の本位貨幣が金貨で、A国も金貨が本位とされているとき、本位貨幣市場での取引価格の変動は、双方の本位貨幣に含まれる金の重量の比率（純分比率）を中心価格として、両国間での金の現物の輸送費および保険料と手数料を合算した数値を上下幅とする範囲に収まる、という机上の計算ができる。この中心価格が「鑄造平価（Münzpari）」と呼ばれるものであり、また、わが国とA国の間には金本位制が成り立っている、と称されるのが普通である。金を銀に置き換えても同じ理屈が通る。

クナップは「貴金属には価値があり、この価値があることによって貨幣には通用力が備わる」という見方、「この価値があることによって金本位制が国際的に機能する」という考え方を「金属主義（Metallismus）」と呼んで批判した。

常識的に考えれば、外為市場で出される数字は、強力な国際協調や介入がなければ、当事国間の国際収支の動向、要するに需要と供給で決定される。金本位制は「機能する」はずなのに、平価と大きく乖離することは起きるし、金属本位を止めることを余儀なくされる場合すら生じる。クナップは、19世紀に生じたこのような現象について説明できなくなった金属主義者たちの議論の混乱状態<sup>5)</sup>を、

べいただきたい。次項2)と併せれば、クナップが造語したくなった気持ちも分かるのではないか。

5) 「本位金属との兌換を拒否された紙幣がかえ

「本位貨幣」論の説明によって批判したのである。

だが反発は大きかった。クナップの書、第9節での補助貨幣間のプレミア（＝打歩、Agio）の説明など快刀乱麻を断つがごとき筋立ては否定し難い。しかし貨幣を法秩序の産んだものとする「本位」貨幣論は絶対に容認できない、というのが主観価値説をとるメンガーの立場であった。

## 3. メンガーのクナップ批判

### 1) 名目・表券説への譲歩と主観価値説・貨幣価値論の堅持

主観価値説の復習を兼ねて、メンガー『国民経済学原理』第2版の「第9章 貨幣の理論」の記述を追ってみる。まずは、「財交換によって経済的利益を得ようとする当事者双方の努力こそが価格形成にとり決定的な観点である」こと、したがって両当事者の価格闘争の最終結果として有効な財価格が生じるのであり、価格の存在が交換の前提にあるのではない（438頁）こと、だから「いかなる交換の前にも、交換されるべき財の交換価値の測定が貨幣ないし貨幣単位の交換価値によっておこなわれねばならず、まだ現実におこなわれていて、貨幣はこの意味で価格度量器で

---

って打歩を得るという現象は、貨幣は国家により承認された支払手段であるというクナップの大胆な問題提起をはじめとする所謂「名目主義」の潮流を生み出したが、そうした傾向は歴史学派の経済学者だけにかぎったものではなかった。……彼ら（マルクス学派、オーストリア学派）の理論は、金や銀のような素材的にも価値をもつ商品が貨幣の役割を果たしている時には「一般的」であるかにみえたが、このような本位なき紙幣の交換価値も、それらによって説明できるのであろうか。」八木紀一郎「オーストリアにおける貨幣経済論の胎動——ミーゼス、シュンペーター、ヒルファーディング——」、『思想』1986年10月、87頁。

あるという考えは、維持しうるものではない」(439-40頁)こと、が説かれる。とはいえ貨幣経済では市場の財には実際に価格が出現するから、これを「市場財の交換比率とその変動を概観するためのきわめて意義のある指標」と呼ぶことにし、貨幣単位(円やマルク)は「貨幣価格の度量基準」と呼ぶことにした。

こうして「財の交換価値の度量標準としての貨幣」(440頁)という位置付けがまず得られた。この便利な度量標準があるおかげで、財の「貨幣価値」という各経済主体の行動参照点が一般化して大きな意義をもつに至り、貨幣経済的計算(Kalkül)がおこなわれ、営利経済(=企業)と消費経済(=家計)の相互適応が容易に可能となる(445頁)ことで複雑な経済運営(Wirtschaftsbetrieb)が実行されることになる。

さて、ならば「貨幣単位は一種の価値尺度ではないのか」の問いに「イエス」と答えてしまうと、「財に含まれる交換価値分子の量を測る尺度というような誤った理解になる危険が大きすぎる」(447頁)だろう。それは避けたい。財にあらかじめ客観的に測定可能な交換価値などないのだから。

市場が異なれば、また同じ市場でも時点が異なれば、貨幣と購買財の交換比率は異なる(貨幣の外的交換価値の場所的差異と変動、450頁)のであり、ここは主観価値説が譲れないポイントだ。この事情を打破するべく「普遍的かつ不変な外的交換価値をもつ財を求める努力」、つまり貴金属以上にこの目的にかなう財、財集団、財の複合体を探し出そうという性急な考えが出てくるのは避けられないが、絶対的に安定した尺度の確定は理論的にも「不可能事」であることが証明されている。そこで、相対的に大きな安定性をもつ財の確定に向かう努力は、「貨幣の外的交換価値の場所的差異および変動の測定の試み」(452頁)となった。こうして、例えば卸売価

格や小売価格による物価指数などの工夫が各種なされていく。主観価値説派が何を問題にして、どこに向かうかが見えたところで、貨幣観に関する本題に入ろう。

「われわれの市場においては、他の全ての財に対する交換比率が、時間的経過にもかかわらず不変にとどまる交易対象も存在しなければ、また他の交易諸財には影響をおよぼす価格変化惹起的な影響力がそれに対してはまったく作用しないような交易対象も存在しない。(それゆえ、われわれの市場では、すべての場所・時点をつうじて、その『外的交換価値』が等しい交易対象も、その『内的交換価値』が同一のままの交易対象も存在しない)」(460頁)。これをここでは「命題1」としておく。

「[そういう財は存在しないが—筆者挿入]しかし、市場にもちだされる数量を調節してこうした結果をねらい、その『内的交換価値』を不変に保つ可能性のある財は、おそらく存在するであろう」(461頁)。これを「命題2」としておく。

メンガーは、命題2の条件が一番当てはまる交易対象が貨幣だ、とする。主観価値説のギリギリの可能性を彼は貨幣で実現しようとしたのである。これに続く以下の記述は、いわば現実に即した常識的な説明から入るが、後半は命題1に縛られる彼が命題2の最大可能性まで想像力を広げた「夢」を語るまでに至っている。

「貨幣の流通量を(鑄造打刻の制限、ないし貨幣にかわる制度の実効性の拡大や制限によって!)国内交易において規制することは、国家や国家連合の権力の範囲外にあるとは言えないのである。国際的交易に関してすら、貨幣の内的交換価値の規制の可能性が完全に排除されているとは私には考えられない。事態をはっきりさせるためにある交易対象の『内的交換価値』をつねに『同一水準』に保つという考えは、貨幣についてみれば、部分

的にはすでに現在でも、自動的にはたさされているのである。」以上の文言は、クナップの用語を使えば、彼の書第5節で説明された国内相場規制 (Endodromie, Knapp, S. 129) の機能を承認しており、対外的には対外相場規制 (Exodromie, Knapp, § 14) の局面において、自国の政府の混乱やその後開始された金為替制を目撃していたメンガー<sup>6)</sup>だから、クナップの説明の意味を理解していたはずである。

彼はさらに踏み込んで、将来展望をこう語った。「……外からの干渉なしに事態が進行する際に貨幣の側にも現われる価格変化惹起的な影響力を、貨幣とりわけ証券貨幣の流通量を調整し、財価格へとはたらきかけることをつうじて相殺し、かくしてここで述べている意味で価値の恒常的な流通手段を創出するというのは、考えられない企てではない。／……この構想を実現するには、その前提として問題となっている統計的状況の十分な認識だけでなく、価格現象とその規定要因の諸関係への正しい理論的洞察が必要とされるであろう。また、この考えを実現するにあたっての実際の困難と危険もみすごすことはできない。……とくに、これほど重大な業務の国際的な規制については、それに結びついている

困難をまったく無視することは不可能であろう。それでも私は、財の内的交換価値の安定した尺度をもとめる努力の基礎にある問題は、理論的には学問上の認識が進展する中で解決される一問題にすぎず、また実際的にも、事情次第では世界経済自体その解決にあたることを強制されることもおこりうるし、この実際の解決には達成不可能な前提が結びついていないわけではない、と考えている」(461-2頁)。

なんと壮大なファンタジー。これは主観価値説に発するメンガーの思索の「遺産」と言えるだろう。第9章の記述は想定敵への論難の記述に溢れており、読者もメンガーに寄り添って読めば容易に理解できる構成だが、相手の姿の明快な輪郭は得られない。だがこの立論全体を、「貨幣は法秩序の創出物である」とする説を消し去るためのものとして読めば、たちどころにモヤモヤ感は解消する。「貨幣は国家が布告をおこなうだけで思うままに規制できる『抽象的な価値量』をあらわすという謬説」(408頁)とは、クナップの国家理論以外のものではあり得ない。「諸機能から生じる貨幣の概念」の説明(467-8頁)ではクナップの名目・表券説を認めているが、「しかし」と受けて「貨幣の発展の現象ではあっても、貨幣の成立それ自体を構成する事態ではない」云々と、クナップ批判を続ける(470-72頁)。クナップの理屈を知ってメンガーの第9章を読むと、クナップ批判の執拗さに驚かされることになる。

壮大なファンタジーによってユートピアン=インターナショナリストに傾いたメンガーが、貨幣機能の面でクナップ受容、譲歩を示した後に執拗な批判を展開する様は、歴史学派・国家主義者への最後の聖戦の試みといった趣がある。主観価値説・純粋社会経済理論派の絶対的勝利を目指すものの、命題1を前提することにより、絶対的に安定した尺度の確定の不可能性を知るのであれば、相対的勝

6) 1892年の論稿で自国政府の無策ぶりに言及したメンガーの論稿がある。Menger, Die Valutaregierung in Oesterreich-Ungarn, in *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 58, 1892, S. 499-500. クナップは自著でこの論稿の当該箇所を参照したと思われる記述 (S. 369) をしているから、メンガーにとって、政策技術的なところで自説を例証に用いたクナップの論理展開と判断とに対する批判はできないだろう。また価値単位の「原点=1」を定めて、貴金属貨幣を本位とするためには、その金属の価格固定が必要であり、クナップはそれが相場規制的 (dromisch) な仕組みで行われる、と表現した。これもクナップの造語だが、これが行われないと、価格はメンガーの言うように変動するからである。

利を得るための戦いにならざるを得なかった。これは、名目性・表券性というクナップ命題は承認せざるを得ないが、経済学的貨幣論の展開は自分達の方向性でしかなされないはずである、という筋だてとして理解しておけば、その後の経済理論史の流れの展望として分かりやすくなる。そうしてメンガーは自著にクナップの名を一度も表記しないことにした。実際メンガーの予測通り、20世紀の貨幣論には先の命題2をめぐる展開という面がある。このように見るなら、メンガーはクナップの名を経済学史上で「黙殺」したかった、という解釈が妥当に思われる。

## 2) 推測的経済史

一般に、安定した近代的貨幣制度が固まる以前には、市場で決まる貴金属の交換価値の表現にその金属の重量単位がそのまま価値単位として利用される、そしてそれが歴史的接続関係<sup>7)</sup>を介して度量基準(メンガー)機能を担い続ける、という想定があるだろう。こうした「推測的経済史」とでもいえるものを構成するのが理論家の通常的手法である。クナップもそうだ。このように想定する限りは、メンガーにもクナップと異なる筋だての構想は不可能ではなからうか。メンガーは様々な民族誌・経済史記述を渉猟して支払手段・交換手段のありようを何らかの論理で体系化したかったようだが、純粹社会経済理論への示唆的貢献(denotation)は得られなかったと思われる。『原理』最終章に「貨幣」をおき、そこでクナップ批判を全面的に展開するという構成には、ついに到達できなかった。

7) Knapp, S. 12. 権力的に価値単位が変更されるときには、その前後の換算レートが明示されなくてはならない。クナップはそのことをrekurrenter Anschluß(以前との接続関係)と名付けていた。これを認めた瞬間に名目説を認める事になる。名目・表券論のキーワードの一つになろう。

た。

あえて付言すれば、支払手段・交換手段・貨幣という概念そのものの組み替えを示唆するような手がかりも得られなかっただろう。全面的なクナップ批判が可能になる貨幣論の構想へのアイディア(connotation)も得られなかったと思われる。G. シュモラー批判で「方法論争」を惹起したメンガーだが、歴史的研究や経験的帰納法を否定はしないし、その意義も認めていたはずだ。理論の導出の場合には、という一点でそれを否定していたにとどまる。メンガーは、表券の交換手段・支払手段の生成を法秩序の産物とすることなく理屈の上でうまく説ける材料を歴史に求めていた、と想像したくなる。目的論的歴史の研究である。貨幣類型の分類の面では「推測的経済史」利用の点で、歴史学派クナップの方がはるかに演繹的・理論的にやっていたことになる、とみてよい。メンガーは、商店や両替商の店先に貴金属用のはかりを置く必要がなくなった、という明確な歴史的発展には触れず、そのことを発展として説明できるような用具だても備えていなかった。支払手段がはかりを不要としたときに「貨幣」登場となり、貨幣は全て表券として登場する、という極めて体系的なクナップの説明を知ったがゆえに、この一点に触れるとクナップ体系の優位性が表面化する構造になっている<sup>8)</sup>からである。このことは「金属重量測定制から表券制へ」の展開図式について、クナップ批

8) 弟子のジンガーは、数学好きのクナップにとって、究極の単純な原理が世界の多様なあり方さえ支配できるという意味でのラグランジェの方法が範であった、としている。G. F. Knapp/F. Bendixen, *Zur staatlichen Theorie des Geldes. Ein Briefwechsel 1905-1920*, ausgewählt und herausgegeben von Kurt Singer, Basel & Tübingen: Kyklos & Mohr 1958, S. 231. ジンガーは戦前東来日し、東京帝国大学の独書講読で大塚久雄にヴェーバー『儒教と道教』を読ませた。

判ができなかったことの証となろう。

メンガー『原理』の第2版での改訂は、貨幣章における歴史研究の部分がとりわけ注目されてきた。訳書「解説」の末尾で八木紀一郎氏は、メンガーの改訂作業を精査しての述懐を記した。メンガーの思索が到達した地平、向かう先について興味深いことがらが描かれているが、その一つに触れておく。八木氏は「メンガーの経済理論に対する反省は、晩年の欲望論において、主観的な経済合理性（「経済人」）自体の存在基盤の問題にまで到達していた、といてよいであろう」（549頁）、と記す。これは何を意味するか。方法論争の当事者だったメンガーは、もはや両派の対立のレベルには立っていない、歴史学派による成果の吸収で思索をもう一段階深めた、と単純に受け止めるなら、経済学の方法および理論の対象世界からの逸脱、とも理解できる。経済人の行為規範にとどまらず、人間の存在条件の探求を課題として抱え込むつもりだったのだろうか。

貨幣論に戻れば、この土俵で歴史研究に踏み込んだメンガーだが、そこでは純粹社会経済理論への有力な支援を得ることができなかったといえる。したがって、ここではクナップの名前は出せない、沈黙しかならう、と判断したであろうことを推測（ゲス）させる。

#### 付) ミーゼスのスタンス

ちなみにオーストリア学派ヤング世代のミーゼスは、推測的経済史物語で交換手段になる商品と一般的支払手段が登場する過程を描いて貨幣発生を説く（前掲訳書、6-8頁）。物品貨幣の成立史だ。クナップとの決定的な違いは、ミーゼスが「本位貨幣」概念を拒絶したことであり、そのためクナップが補助貨幣と呼ぶものを経済学的には貨幣と呼べなくなり、「貨幣代用物」と呼ぶことにした。1871年以降のドイツのターラー貨も、1892年までのオーストリアのグルデン銀貨も「貨幣

代用物」だと言う。この強弁はさすがに苦しく、滑稽な言い回しが巻末まで続く。読者として翻訳者の苦勞に同情を禁じ得ない。

ミーゼスは貨幣成立史を物品貨幣から始めて、貨幣経済の進展により貨幣素材という用途（使用価値）を担う商品の価値の上昇が問題を孕むことを指摘する。彼は諸商品の価値比率を重視して、素材商品の相対価値の高騰を防ぐこと、この商品への需要の増加を抑えることが、貨幣制度発展の推進力になったと見た。この展開の中で表象貨幣や信用貨幣が生まれるとされるのだが、ならば補助貨幣＝貨幣代用物の登場と流布も同じ理屈だから、貨幣と呼んでよさそうだ。だがそれは拒絶する。なぜか。

彼は「我々は同額の貨幣の保管により全額準備されて発行される貨幣代用品に対し貨幣証券なる称呼を、またこのように準備されざる貨幣代用物に対し流通手段（Umlaufsmittel）なる称呼を採用する」（同書、119頁）と切り抜けるのである。これは、最終的支払手段による決済の必要な債権債務関係を想定した説き方だ。そこで彼は、支払手段機能は交換手段機能の延長線上に説明できるから両者を流通手段としてよい（はずだ）という立場を書名（*Theorie des Geldes und der Umlaufsmittel*）で宣言したのだろう。これでクナップの国家理論を誤りとして、その補助貨幣論をも包摂した理論を提起できる（はずの）立場を確保できた、と考えたのではないか。ミーゼスは国家を話から外し、経済現象を市場における自由な個人々の主観的価値判断から始まる行為の連鎖とその帰結として描き切ることを課題とした<sup>9)</sup>。行為論への強い傾斜であ

9) 行為動機の理解という方法を採用する理解社会学を構築中のヴェーバーは、「貨幣論」に関して、形式的にはクナップ、実質的にはミーゼスの書がベストだと見ていた。*Max Weber Gesamtausgabe*, I/23, Tübingen: Mohr 2013, S. 239-240.

る。この傾向は規範論的色彩の強いドグマテイクの構築に向かう可能性を強く孕むものだった。この立場からすればクナップの「貨幣の国家理論」は書名からして許せないものであった。

#### 4. ハイエクによる「遺産」の継承

ハイエク『貨幣発行自由化論』（川口慎二訳、東洋経済新報社、1988年）をここで取り上げたい。まず本書の主張をどう受け止めるか。課題は貨幣論なので、まずその貨幣観から。「貨幣として受け入れられるためには、それらはまず自らの価値をなにか他の源泉、たとえば、他の種類の貨幣への交換可能性のようなものから引き出さねばならない。結果として、金および銀ないしはそれらに対する請求権だけが、相互に競争が行われうるような貨幣として長い間存続してきたのである」（ハイエク、16頁）。そこでの問題点と是正策が本書の中身をなす。彼はこう記した。「過去における市場経済の不安定性は、市場機構の最も重要な規制者である貨幣それ自体が、市場過程によって規制されることから除外されていたことの結果」（144頁）である。これを是正するには貨幣も市場による規制を受けさせればよい。民間銀行が、商品バスケットによる実物商品量の指数で価値を安定的に表示できる貨幣を自由に発行して競争する。これを相手とする競争の中では、利権集団の利害で発行される国家貨幣に勝機はない。

そこで、是正策の思考実験を具体的に示したのがハイエク銀行の例である。「ダカット（ducat）紙幣」の発行、当座小切手勘定の開設サービス。紙幣及び預金は、要求次第、希望によって1ダカット当たり5スイス・フランあるいは5ドイツ・マルクないし2ドルとのどれかと交換する。ダカットの購買力がほぼ一定に維持されるよう、数量を規制する（45-46頁）。

極めて具体的だが、これはユートピアン・アナキズム宣言ではないか。本書書名には「貨幣の脱国営化論」<sup>10)</sup>という訳もある。アナキズムは適切な表現でないかもしれぬが、内容的には外為市場の消滅の予想までも言っている。中央銀行の否定や財政均衡主義の遵守要請は、純粹社会経済理論派の理想像である。すでにお気づきと思うが、本書はメンガーの遺産の引き継ぎ、ないし遺言執行人の役目を果たそうという企図そのものである。メンガーより一步踏み込んで国際協力などあてにせず、私人の利害関心を自由に発揮させる市場に全てを委ねよ、というユートピア構想である。だから彼は、実現可能性よりはこの思考実験によって経験的事実を扱う経済学に規範論的思考がどれほどの問題提起が可能か、という方法論上の議論に軸芯を置いているように思われる<sup>11)</sup>。

話を戻して、クナップとの交錯点を見よう。まず貨幣価値について。貨幣の価値とは、そういう言い方で財価格の安定性を表現する便法である。だから、「科学的な意味では完全に安定した貨幣の価値というようなものは存在しない……。価値は関係であり、等価物間の比率である」（86頁）という言い方は、クナップの理解<sup>12)</sup>と基本的に一致する。そして貨幣の名目性についてもハイエクは正しく了解している。「金本位制度のもとでさえ、通貨の価値はそれに含まれる金が他の用途に用

10) 池田幸弘訳「貨幣の脱国営化論」、『貨幣論集ハイエク全集第Ⅱ期第2巻』春秋社、2012年。

11) 方法上の問題提起というよりも、問題解決のたびに「隷従への道」を歩もうとする人びとに反省を迫り警告を発する、というハイエクの姿勢そのものの表明と受け止める方が適切なものかもしれない。この理解については、江頭進「解説」、『資本の純粹理論Ⅱ ハイエク全集第Ⅱ期第9巻』江頭進訳、春秋社、2012、215頁以下、を参照。

12) Knapp, *Staatliche Theorie des Geldes*, 2. Aufl., Leipzig: Duncker u. Humblot 1918, § 24.

いられた場合にもつ価値（もしくは金の生産費用）によって決定されるということは事実でない」（157頁）という記述、また不換名目貨幣の現実（161頁）の認識、そして金本位制度から金為替本位制度の広まり（158頁）という世界的展開も見ていた。このことはメンガーと同じで、とくに問題ではないが、「法による裁定の領域圏の内外関係の処理」となると、クナップ流「本位貨幣」を否定するハイエクであっても、外国為替「市場」で売買される「外国為替」の価値単位の存在を前提して実践的に論ずるほかはない。また彼は「もし『貨幣』が異なるものがさまざまな程度にもちうる性質を表す形容詞であるならば、それは貨幣現象の説明にいつそ役に立つであろう……」（62頁）と言う。これは、債権債務契約の両当事者間で弁済手段を特定の財に決める自由があればどんな特殊な財にも支払手段の性質が備わる、という限界事例を一方の極に、そして無制限貨幣を他方の極に置いて構成されるスペクトルの構図であり、財の流動性（Marktgängigkeit, メンガー、387頁）と同趣旨のものであろう。クナップ・サイドでは契約当事者以外には受取義務のない「任意（fakultativ）貨幣」範疇で説けること、としておこう。

だが問題は、じつはそういうことではなく、貨幣価値問題でインフレを許容する事態はクナップ流国家理論に原因があり、この一点でクナップの死亡宣言を出したい、と言うところにあると見たい。明示的批判は二箇所ある。貨幣に価値を与えるのは政府の行為だという「中世的教義はドイツのクナップ教授によって復活させられた。彼の『貨幣国定論』はいまなお現代の法理論にかなりの影響を与えているように思える」（14頁）から、これを完全払拭する必要がある、というわけだ。もう一箇所は「今世紀において valor impositus（君主により決定された価値）という中世的教義があドイツの大いに崇拜されたクナッ

プ教授によって復活させられたが、その時、1923年に『ライヒスマルク』を以前の一分の一に引き下げてしまった政策への道が開かれたのである」（29頁）という記述。第一次大戦後ドイツの天文学的インフレの責任が「貨幣の国家理論」に負わされた。

だが国家理論は貨幣の現実的姿の説明の論理であり、貨幣発行の責任は政府が負うべきものである。財政が別的手段をとって問題回避の道の可能性があるなら、その道を示唆する論理を純粋理論派が提出すればよい。実際クナップ自身がその点を第2版の貨幣価値に関する増補部分<sup>13)</sup>で述べていた。ハイエクならそんなことは承知済みだったはずである<sup>14)</sup>。

彼は問題構成をメンガーの遺産から受け継いで、そこにまだ発想として残っていた国家間協調など、つまり国家を前提とした枠など超えるアナーキズム的立場まで進み、そこで純粋理論派の構想を展開することにした。これならばクナップ的世界を超越するプロジェクトとなる。

方法論上の問題提起こそが重要であろうことには先に触れた。しかし、その面は確かにあるとしても、このプロジェクト提示には唐突さすら感じてしまう。どう受け止めればいいのか。これは、先の命題2に関して、ニクソン・ショックの後の世界でメンガーの遺産を引き継ぎ、自ら遺言執行人を引き受けたノーベル賞受賞者ハイエクのユートピア的規範論の顕示と映る。

## 5. オーストリア学派とクナップ

先にメンガーへの「解説」で八木氏の興味深い述懐に触れたが、もう一つ触れたいこと

13) Knapp, 2. Aufl., 1918, § 24, S. 445.

14) 言わずもがな、だが、念のために。クナップ的世界の悪を退治するという構図は、クナップが名目・表券論の現実を説明していることを認めたがゆえの企図である。

がある。それはオーストリア学派という系譜の性格にも関わることだ。ここでは副題にそのものズバリの表現を採ったデッカーの書に頼りたい。筆者の関心からこの書のポイントを、いささか恣意的に拾い出そう<sup>15)</sup>。

デッカーはウィーン大学医学部の研究のあり方から「診断知と治療知」という類型的対比を析出し、この知の前者の類型の方が広くこの地の思潮の性格を示すものと捉える。ウィーン出自の文明の学徒たちの自由主義は「診断知」(therapeutic nihilism)の世界であった。そしてハイエクたちネオオーストリアンは大戦間期にこの古き伝統から出て、治療法を考える自由主義を構想することになる。ヴィーザーにもあったこのベクトルはオーストリア学派として継がれた。この変化の契機は、とくにナチスとソヴェートによる文明の没落という事態であり、その中で文明を救う自由主義の構想に向かったのだ。

またデッカーは、学徒たちが文明の解放的契機と拘束的契機をジレンマとして抱え続けた、と見る。その中で彼らは文明に対する責任をどう果たすのか。現象の生起の説明が第一義であり、どうするかという社会的要請には距離をとり、それは職責外のこととしたかった。だから1940年代中葉以降のハイエクは、いわば腹をくくって政治的著述に向かっており、モンペルランの活動もその一環と見える、という。

まず注目したいのは、デッカーが明示的に新旧オーストリアンの連続性を扱っていることである。個性的な人物たちを知的風土の共通性で括ってしまう危うさは承知しつつも、この図式の適応可能などころには惹かれる。

15) すでに『経済学史研究』60-1 (2018.07.)に尾近裕幸氏の書評があるので、そちらの参照を願う。Erwin Dekker, *The Viennese Students of Civilization: The Meaning and Context of Austrian Economics Reconsidered*, Cambridge: Cambridge U. P. 2016.

八木氏はメンガーについてこう記した。「初版『原理』における経済的諸範疇の導出は、こうした理論展開に従属した形態論であった。しかし今や、複雑な諸現象を要素に還元し再構成しなおすのではなく、『その複雑さと非経済的契機によって影響されるその多様性』のもとで記述をおこなう体系的な形態学が独自の課題であると確言するようになった」(メンガー, 544頁), と。『原理』改訂作業中にこのような立場を自覚したら、それは作業完遂が不可能だとの予感を意味する。どんな観点からのものであれ、理論の体系は現実が提起する問題状況を理解する参照点をなし、使い勝手の良し悪しはあっても問題解決のための手段考案という極めて実践的思考に向かう可能性を持つであろう。だが形態学もそれを体系的に編成するための「観点」を欠けば、観照的知の集合物にとどまるのではないか。デッカーのいう「治療知」には遠く、むしろ「診断知」に傾くものである。

ミーゼスは第2版末尾に、第一次大戦後の展望として国際金本位制の希求を示す。他の途には展望がない、という書き方だ。いささか超越的な見方であり、純粹社会経済理論派の理想像のみに賭けよ、という事になる。だがそれはユートピアの強制となるかもしれない。資本利子についてはヴィクセルの自然利子率を評価しつつ(ミーゼス, 394頁)説くが、短期資金の運用(利鞘稼ぎ, ミーゼス, 405頁)の動きも混在するのが現実世界である。だが資本利子についてだけでも、非現実的な財・サービスの市場流動性100%とする想定での議論になる。彼は錯雑状況を知りながらも、市場の自己調整と規制(干渉政策と労働組合)という対比図式で、後者の帰結たるインフレ(貨幣価値低落)と自由の喪失とを避けるべき悪だとして説く姿勢を貫いた。それを己れの信念として。1923年の独逸におけるハイパーインフレは、経済・貨幣理論を通じてミーゼスが洞察した自由の根基をなすと考え

るものを脅かす「文明の崩壊」の序章となつてしまったようだ。文明の再建を経済学徒として引き受けたミーゼスは、渡米後も自由主義の闘志然とした活動を続けることになった。自由と干渉の間はない、という構成はハイエクにも通じる。

自己調整的市場という考え自体をユートピアだとしたポランニーが、ミーゼスの望んだ国際金本位制の孕育問題<sup>16)</sup>を重視したのは当然だろう。現実問題の解決のために諸制度を据えて生活を支えてきた歴史をもつ社会にユートピアの実現を図るなら、既存の制度を暴力的措置で除去・破壊する必要が出てくる。悪の排除という信念をもってこの必要性を支える役回りを担ったのがネオ・オーストリアンである。

筆者の見方を明示しておく。クナップが引き起こしたことは、価値尺度の単位として「原点 = 1」をどう措定するか、という問題をめぐる立場の相違から起こった論争、と言えるだろう。クナップは、現実が法秩序によって「形式的」になされていることを定式化した。オーストリアンは「実質的」な「べき論」を追求した<sup>17)</sup>。その後の貨幣論は、ケインズやロバートソンによるクナップの名目・表券論の受容を介して数量問題（=貨幣価値論）に絞られ、経済学（Economics）の一部に位置付けられた。だから20世紀の貨幣論議は、信用・利子・銀行・証券論といった枠組みで行われ、その中で政策志向の強弱というスペクトルを示すことになる。ミーゼスやハイエクは法秩序の産物という現実の在り方そ

のものが、一方で「原点 = 1」措定による秩序と便宜を与えるが、他方でその措定の仕方は諸個人の「自由」な行為の結果として定まる「べき」ものだとの信念に反する、とみた。だがいずれにせよ、実情は、「原点 = 1」を措定したうえで、貨幣量統制が実物経済の変化と見合う地点を政策的に追求している、と言つてよかろう。それに資する物価指数の工夫に始まり、公定歩合（利子率）が投資意欲を介して実物経済（産出量）をどう変化させ、また対外収支をどう変化させるか等の理論的検討がきわめて実践的な観点からなされてきた。そうした歴史的背景からすると、ミーゼスやハイエクには、「べき論」つまり規範論への過度の傾斜を感じざるを得ない<sup>18)</sup>。

ベッカーを借りて結論を示す。この規範論は、もはや診断知 = 観照的態度を示すものではなく、彼ら新世代の現実への強いコミット指向の表現である。文明の崩壊を体験したと感じている彼らは、その再建に向けた知的営為を「治療知」レベルにとどめおらずに、規範論の構築にまで先鋭化させた、そう見えてくる。「貨幣」論という一つの小さな、だが重要な視点からはそう見える。彼らの規範的世界の対極にあるのが国家権力・法秩序によって貨幣を創る世界だとすれば、クナップの名前はその象徴となる。

クナップの国家理論がオーストリア学派に与えた影響という言い方をするなら、メンガーの場合は明確にクナップという触媒のおかげで診断知 = 観照的態度の強化を進めた、と言えるし、ミーゼスとハイエクの場合は規範論への指向性強化の触媒となった、と言える

16) 若森みどり『カール・ポランニーの経済学入門』平凡社、2015、128-147頁。

17) この「形式的」対「実質的」を、ロバート・リーフマンは「具体的な概念（鑄貨及び紙幣の如き貨幣表号）」対「抽象的な概念（価格単位購買力単位）」と表現していた。リーフマン『経済学言論』（宮田喜代蔵訳、同文館、昭和2年 = 1927、72-73頁。

18) ミーゼスは、すでに始まっていたエコノミストたちによる物価指数の作成などの「指数方法」にすらあまり信をおかなかつた。前掲書、183-184頁。この姿勢は、ケインズが『貨幣論』（1930）で見せた多数の「指数」の使い勝手を吟味する経験的手法とは対極的であるように思う。

のではないか。ミーゼスはクナップに強く反発したが、彼の著書第2版ではそのことが余計な倍音<sup>19)</sup>の効果で彼の姿勢をこわばらせた面が明らかに見てとれる。と同時に、これが経済思想史上のクナップ無視を強めた一因になったように思われる。

---

19) 第2版の少し前に出した書の注でミーゼスは、「ドイツ人経済学者の国家主義学派はクナップ『貨幣の国家理論』でその頂点に達した」と、極めて批判的・否定的に記している。彼は、米国の一研究者がクナップの書を、すべてのものごとの中心に国家を置きたがるドイツ的な思想傾向の典型だ、と記したことに敏感に反応していた。Mises, *Nation, State, and Economy*, tr. by L. B. Yeager, New York: New York U. P. 1983 (origin. 1919), p. 5-6. ドイツ語圏でもそうした受け止め方が自然であったのかもしれない。シュバンの経済学史教科書では、クナップは新歴史学派＝倫理学派の代表者の一人とされ、経済史分野の代表作（農民解放論）と『国家理論』の二冊が挙げられている。とくに後者では、補助貨幣の滞留で本位の変更に追い込まれそうな状況に関して、国家が明晰な洞察力を持って本位通貨政策を決定すべきことを述べた箇所（第10節末尾）の参照を求めている。Othmar Spann, *Die Haupttheorien der Volkswirtschaftslehre*, 23. Aufl., Leipzig: Quelle & Meyer 1933, S. 151, Fn. 6.